

○渡島廃棄物処理広域連合関係市町の合併に伴う負担金取扱要綱

(平成17年2月1日訓令第1号)

改正 (平成19年3月30日訓令第3号)

(目的)

第1条 この要綱は、渡島廃棄物処理広域連合（以下「広域連合」という。）を組織する関係市町の合併により関係町の数が増加する場合等において、他の関係市町における財政負担の増加を軽減するため、渡島廃棄物処理広域連合規約（以下「規約」という。）18条の規定に基づき、当分の間の措置として規約第17条に規定する負担金の特例を定めることを目的とする。

(関係市町の合併による負担金の取扱い)

第2条 広域連合関係市町の合併による合併後の負担金の取扱いは、別表のとおりとする。

(補則)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が関係市町と協議して定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

渡島廃棄物処理広域連合関係市町の合併に伴う負担金の取扱い

合併による関係市町及び広域連合区域の変化区分	当該年度分	翌年度以降分		
		管理費	施設建設費	維持運営費
1 関係市町の脱退 （広域連合の区域が減少するもの。）	脱退する日（合併期日の前日。以下「脱退日」という。）の属する年度分の負担の全額を負担するものとする。 ただし、管理費については、脱退日が4月1日から9月30日までの場合は、半年分相当額の負担とすることができる。	負担はないものとする。	脱退日の属する年度分の負担金と同額を平成29年度まで毎年負担するものとする。 この場合において、平成29年度までの負担分を一括して納付することができる。	脱退日の属する年度分の負担金のうち10%に相当する額を平成29年度まで毎年負担するものとする。 この場合において、平成29年度までの負担分を一括して納付することができる。
2 関係市町の数 の減少 （広域連合の区域が変わらないもの。）	合併がなかったものとみなし、合併後の新市町が合併前の全旧市町分の負担の全額を負担するものとする。	平成29年度までは合併がなかったものとみなし、合併後の新市町が合併前の全旧市町分の負担の全額を負担するものとする。	均等割分については平成29年度までは合併がなかったものとみなし、合併後の新市町が合併前の全旧市町分の負担の全額を負担するものとし、実績ごみ処理量割分については規約に基づく負担とする。	均等割分については平成29年度までは合併がなかったものとみなし、合併後の新市町が合併前の全旧市町分の負担の全額を負担するものとし、実績ごみ処理量割分については規約に基づく負担とする。
3 広域連合の区域の拡大 （関係市町の数が変わらないもので当該拡大された区域についても広域連合の焼却施設を利用するもの。）	関係市町の協議により決定するものとする。			